

規制・制度改革委員会「集中討議」農林漁業② 議事概要

1. 日時：平成24年11月29日（木）10:27～12:01

2. 場所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、市川眞一、大上二三雄（進行役）
（専門委員）本間正義、柴田明夫

（農林水産省）荒川大臣官房総括審議官、今城生産局農産部長、新井文書課長、
岩濱貿易業務課長、山下貿易業務課貿易業務管理官

（政 務）藤本副大臣

（事務局）小村参事官

4. 議題：

（開会）

国家貿易制度（麦）の見直し

（閉会）

5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、時間となりましたので、岡委員長、お願いいたします。

○岡委員長 それでは「規制・制度改革委員会」を開会いたします。昨日に引き続きまして、「集中討議」を行いたいと思います。

議事の進行は、大上委員にお願いいたします。

○大上委員 農林漁業分野の議事進行を務めさせていただきます、大上でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日の午前中は、農林漁業分野に関する討議を行います。最初に農林水産省と専門委員から御説明いただいた後、質疑・議論を行い、最後に私が議論内容を整理するという流れで進めさせていただきます。

それでは、早速、麦の国家貿易制度の見直しについて議事に入ります。

では、最初に農林水産省から15分程度で御説明をお願いいたします。

○農林水産省（今城部長） 農林水産省生産局農産部長でございます。

お手元の資料で御説明をさせていただきます。通し番号の1ページが表紙で、2ページは目次でございます。通し番号の3ページ目から御説明をさせていただきます。

国家貿易制度の見直しにつきましては、平成23年7月に閣議決定されました、「規制・制度改革に係る追加方針」ということで、SBS方式の導入を拡大するとの対処方針が決定されております。実施時期といたしましては、「食と農林漁業の再生実現会議等の議論を踏まえて検討を開始する」ということになっておるわけでございます。その後、昨年10月に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が取りまとめられ、当方も

麦関連産業の将来ビジョンの策定に向けまして、製粉企業などとの意見交換を開始しております。

その意見交換の一つの成果といたしまして、SBS方式の導入拡大につながるよう、SBS方式に係る運用改善を実施しております。本年11月5日にSBSの利用の拡大を推進する通知の発出を行いまして、その周知に努めておるところでございます。なお、その運用改善については、後ほど詳細に説明させていただきます。

続きまして、通しページの4ページでございます。「食糧法における関連規定」ということを御紹介させていただいております。麦の国家貿易については、食糧法を根拠法としております。同法第2条第3項というところで、「政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする」と定められておるところでございます。

また、麦の輸入方式につきましても、平成19年の食糧法の改正時にSBS方式というのを導入しておりますので、第42条に基づく一般輸入方式と、第43条に基づきますSBS方式という2通りの方式になっているわけでございます。

現在、第42条に基づく一般輸入方式というものでは、需要者からの需要量を取りまとめて、政府が一括して発注して輸入するという方式でありまして、現在、国家貿易では飼料用麦を含めて740万トン程度の輸入を行っており、このうち、食糧用は約520万トンでございますが、この一般輸入方式で輸入されております。他方、第43条のSBS方式につきましては、食糧用及び飼料用を含めて、残りの220万トンということで、全体の約3割の輸入が行われているということでございます。

続きまして、通しページの5ページ目をおめくりください。「国家貿易制度の趣旨」というところでございます。右側の表にございますとおり、小麦は国民1人1日当たりの供給熱量が2,400キロカロリー強でございますけれども、そのうちに占めるのが、大体330キロカロリーということで、米に続いて13.5%を構成しているということでありまして、非常に重要な穀類という位置づけになっておるわけでございます。

我が国は食糧用の需要量は、おおよそで申し上げて600万トンでございますが、このうち約9割を輸入麦に依存しているという状況でございます。このため、国家貿易を通じて、国産麦では量的・質的に当然満たせないわけでございますので、その国内需要について、一定品質の麦を安定的に輸入・販売するということで、麦の需給及び価格の安定を確保し、国民生活の安定を図っているということでございます。

近年、麦の国際市場、需給動向は非常に不透明さを増しております。単に不作というだけではなくて、投機マネーの流入とか、そういうこともあって、非常に不透明さを増しております。カロリーベースで39%と食料自給率が低い我が国においては、引き続き国家貿易を通じて、国民に対し、質的にも量的にも安定した食糧供給を行うということが必要ではないかと考えております。

また、国産麦の話でございますが、麦はやはり当然畑にも植わっております。それは輪作作物として、北海道などで非常に重要な農産物であります。一方、水田におきましては、今、米の需要が落ちていきますので、空いたところに麦を植えたり、また裏作として、米を表につくって、麦を裏に作ったりということで、非常に重要な農産物であります。

そういうようなものでございますので、国家貿易制度のもとで円滑な流通・供給を確保して、国家貿易を通じて、一定のマークアップというものを、国際約束に基づいて、政府が徴収させていただいております。これを国産麦の生産振興経費に充てるという仕組みをとっているわけでございます。

続きまして、通しページの6ページでございます。これは「小麦の国境措置」の概略について絵を用いて御説明させていただいております。このような主要食糧の一つであり、かつ農業生産面でも重要な小麦につきまして、WTOウルグアイ・ラウンドでの合意に基づきまして、関税化するという一方で、国家貿易の制度が認められているところでございます。

その約束の中におきまして、具体的には、国家貿易のいわゆる外側におきまして、枠外輸入というものについては、1キログラム当たり55円という枠外税率が課されております。高水準の関税でございます。

一方、枠内輸入につきましては、関税上は無税ということで、国家貿易の輸入が行われております。ただ、国家貿易におきましては、国際約束の範囲内で、マークアップは最大1キロ当たり45.2円を徴収することが可能ということになっております。実際はそれを大幅に下回る約17円程度でございますけれども、これをもとに国産麦の生産振興経費の財源に充てられているという構造になっております。なお、枠外輸入も少量ですがございまして、フランス産などを中心に年間2,200トン程度輸入されているということでございます。

続きまして、通しページの7ページでございます。これは国産麦の生産状況を非常に簡単にお示ししております。

左側が生産量と作付面積でございます。近年、作付面積は大体21万ヘクタール、水田、畑を通じて推移しております。ただ、生産量は、麦はどちらかというと、米に比べて、麦は非常に振れが大きい作物でございまして、豊作の年には90万トン程度、不作の年には60万トン、平成22年などは60万トンを割っております。57万トンでございますけれども、そういうことで推移しております。

作付面積の内訳としては、北海道が12万ヘクタール、その他の都府県で9万ヘクタールになっているところであり、先ほども申し上げたとおり、水田営農、畑作営農、両方を通じて重要な農産物であるということになっております。なお、10年先を見通した基本計画を閣議決定させていただいておりますが、この中で、国産麦は、食料自給率向上を図るための重要な戦略作物という位置づけで捉えられております。

右側の水田は、麦・大豆、水稻作ということで、ブロックローテーションというような形で、2年3作体系というものが結構とられております。下は北海道の十勝というところで、馬鈴薯、小豆などの豆類、てん菜、これとの四輪作が行われているというような生産

体系になっております。

続きまして、通しページの 8 ページでございます。これは「麦の粉食文化（伝統食）」の御紹介でございます。

国内で生産された麦は、多様な形で流通しています。通常、丸のままではなくて、製粉した形、粉という形で使われておるわけでございまして、これを原材料とする伝統食が多数存在しております。ここで例として挙げておりますのは、京都府の生麴でございますとか、長野県のおやき等々、地域・地方に密着した粉食文化、粉食文化が根づいているということでございます。

なお、参考までにですが、本年 3 月、農林水産省は、日本食文化を世界無形文化遺産とすべく、ユネスコへ登録の提案を行っておるところでありまして、このような粉食文化も米食文化と同様、長い歴史を持つ食文化として重要な位置づけであるということを御紹介させていただいております。

続きまして、通しページの 9 ページでございます。地方の製粉企業は、海沿いだけではなくて、内陸部にもございますけれども、そういう企業が、地方の粉食文化の担い手として、全国各地の地場の生産者と結び付いた地産地消、地元文化の継承ということで、特色ある取り組みを進めているということでございます。いろいろ書いてありますが、お読みいただければと思います。

続きまして、通しページの 10 ページでございます。これは正に SBS、売買同時契約方式の概要でございます。

SBS 方式を含めました外国産麦の輸入については、平成 19 年の食糧法の改正ということで、SBS が平成 19 年 4 月から導入されております。簡単に申し上げれば、あらかじめ需要者と輸入業者が結び付いて、国家貿易の枠内で輸入銘柄、輸入港、輸入時期等々を選択して、輸入されるという仕組みでございます。

現在では、飼料用麦については、小麦・大麦、両方とも 158 万トン全量が SBS 方式によって輸入されており、今年は飼料穀物やトウモロコシの高騰ということもあって、増えているという状況でございます。

食糧用につきましても、大麦の全量約 22 万トン、それから小麦の約 40 万トンが SBS 方式で輸入されておりまして、SBS 方式の輸入総量は、全体では、下の右にございますが、220 万トンということになっております。

SBS の中には、区分Ⅰというものと、区分Ⅱというものが設けられております。

区分Ⅰと申しますのは、いわゆる通常の船単位で輸入される、ある意味ロットが大きいものです。

区分Ⅱと称するものは、コンテナ単位ということでございまして、それぞれ両方に分けて利用されているわけでございます。

区分Ⅰにつきましては、用途がおおむね限定されており、他銘柄との代替関係があまりないというような、豪州産のプライム・ハードと言われる小麦、これは主に中華麺用でこ

ざいます。それから、カナダ産のデュラム小麦、この2銘柄を対象としております。カナダ産のデュラム小麦は、パスタ用でございます。平成23年度には、これが両方で37万トン輸入されております。

一方、区分Ⅱの方、いわゆるコンテナ輸入の方でございますが、こちらは政府が一般輸入方式で輸入しております、いわゆる主要5銘柄を除きまして、輸出国、銘柄の制限なく輸入できるということになっておりまして、平成23年度で3万6,000トンが輸入されているということでございます。

続きまして、通しページの11ページでございます。これは「外国産食糧用小麦の国別・銘柄別政府輸入量の推移」でございます。

アメリカが、ウェスタン・ホワイト、ハード・レッド・ウィンター、（ダーク）ノーザン・スプリングという銘柄。

それから、カナダは、ウェスタン・レッド・スプリングになります。デュラムはSBSです。

それから、豪州は、スタンダード・ホワイト、これは俗に言うASWでございますけれども、それが一般輸入。プライム・ハードはSBSということです。

数字はここに掲げているとおりでございます。

ざっくり申し上げまして、アメリカから計300万トン、カナダから100万トン、豪州から100万トン、6割、2割、2割というような形で輸入が行われるということでございます。

おめくりいただきまして、通しページの12ページでございます。これは先ほどの区分Ⅱ、SBSの区分Ⅱのコンテナ輸入の内訳ということです。これは小ロット対応なので、単位はトン単位でございますけれども、食糧用小麦の輸入量を銘柄別・輸入方式別にお示ししておりますところでございます。

内訳はですね、デュラムは国境に近いところで米国産もございます。あと、フランス産小麦といったような特色のある麦も輸入されております。

また、我が国の安全性を重視する消費者ニーズに応えるということで、有機小麦などの輸入も行われております。「（有機）」と表記しておりますのは、有機小麦でございます。

豪州産プライム・ハードを除いて、合計、年間で4,000～9,000トン程度です。若干振れがございますけれども、それぐらい輸入しているということでございます。

続きまして、13ページ「輸入麦の売渡しに関する即時販売方式の導入」です。これはSBSではなくて、いわゆる一般輸入方式のことを御説明させていただいております。

先ほど来申し上げております、平成19年の法改正以降、引き続き国家貿易の見直しを進めてきた状況を表しております。政府はうどん用、パン用など、汎用性が高く輸入量が多い、いわゆる主要5銘柄につきましては、一般輸入方式により輸入しております。この方法につきましては、平成22年、一昨年10月から、農林水産省の組織見直しを契機に、輸入売渡方法を見直しました。

具体的には、地方農政事務所というところが麦の輸入業務等を行わないことになったものでございますから、そういうことも兼ね合わせまして、国が輸入麦を一定期間備蓄した

後に製粉企業に販売するといった方式だったわけですが、これをやめまして、輸入した小麦を直ちに販売するという方式に変えております。また、安定供給のための備蓄は、製粉企業等民間企業で行っていただくという、いわゆるその総体を指しまして、私どもは即時販売方式という名前で呼んでおりますけれども、そういう形に変更しております。

即時販売方式におきましては、政府は毎月事業者の需要量というものを把握いたします。どの銘柄を、いつごろ、どれだけということ把握した上で、輸入小麦は、輸入港が港に到着した直後に需要者に対して販売されるということでもあります。したがって、ある程度、需要把握から保管までの麦の流れというものは、SBSとそんなに大差ない形がとられているわけでございます。

この結果、備蓄の見直し、地方農政事務所が業務をやらないということの両方の行政コストの削減に伴いまして、平成21年から平成24年にかけて、約50億円の行政コストの削減が行われております。

具体的には、麦の国家貿易関係では、平成21年には217名で業務をしておりましてけれども、今は本省の14人で業務をしているという体制になっておるところでございます。

繰り返しになりますが、地方農政局なり地方農政事務所における麦の国家貿易に関連する業務は全て廃止している、業務をしていませんということでございます。

また、念のためでございますが、米についても、保管から販売までを包括的な民間委託ということで、直接国がタッチする分野は大幅に縮減しています。そういう努力をしているところでございます。

それから、通しページの14ページでございます。「輸入麦の残留農薬等検査の見直し内容」でございます。

これにつきましては、「規制・制度改革に係る追加方針」の閣議決定を踏まえまして、当省としても、製粉業界との意見交換を続けて、SBSの利用拡大に取り組んでいるわけでございます。

具体的には、11月5日に通知を出して、外国産麦の品質管理を安全性と効率性の面からより適切に行うことができるよう、残留農薬等検査の見直しを実施しました。結果として、区分Ⅱのコンテナ輸入において、契約ごとに支払う検査費用は、一番小さいロットの最低単位での輸入の場合、従来の1トン当たり6万5,000円だったものを2万5,000円まで低減して、よりSBS区分Ⅱ、コンテナ輸入の円滑な輸入が行えるようにしたところでございます。

この運用改善にあわせて、農林水産省では、関係業界にSBS方式の利用の拡大を推進する通知を発出しており、新たなイタリア産小麦等の輸入が計画されていると聞いており、今後、さらなる拡大が行われていくことを期待している次第でございます。

続きまして、通しページの15ページにつきましては、これは通知の本文を掲載させていただいております。

通しページの16ページでございます。輸入小麦の備蓄でございます。

私ども農林水産省としては、閣議決定を踏まえ、SBSの輸入拡大を検討しているところで

ありますが、SBS方式の導入の拡大を進めるに当たっては、幾つか考慮すべき点があると思っております。

一昨年秋から昨年の夏、平成23年夏にかけて、輸入の遅れというものが生じました。これはいろいろな理由によりますけれども、北米での雪崩・洪水、内陸輸送を河川で行っているところがありまして、そういうところでうまく港に到着しなかったとか、そういう理由から輸入の遅れというものが生じまして、備蓄した麦を結局1.2～1.3カ月分程度活用しなければならない事態も生じました。

SBS方式は、やはり、どうしても、機動性という面では優れていると思うのですが、市場価格が低下したときに輸入量が増加する、市場価格が上がる時には、どうしても抑制気味になる。こういう傾向がございますので、備蓄等の円滑な運用には配慮が必要なのかなということで、思案のしどころだと考えております。

続きまして、通しページの17ページでございます。豪州産プライム・ハードのSBSを行っているわけですが、その方式別輸入量と輸入価格の推移でございます。平成19年までは全部一般輸入であったわけであり、下の棒グラフが一般輸入の量で、上が一般輸入の価格ということでございます。平成20年の濃い方の棒グラフは、SBSの区分Ⅰ、薄い方の棒グラフが区分Ⅱの量でございます。それから、上の方の折れ線が区分Ⅱの方の価格で、下の折れ線が区分Ⅰの価格でございます。

今、申し上げたとおり、国際価格の上下変動によって、輸入量が大きく振れるという特徴がどうしてもあります。近年、麦の国際市場の需給動向が不透明さを増している中で、こういう即時の安定供給という点で、どう確保していくかという課題があるわけでございます。

実際、こういうような実績でございますので、プライム・ハードについては、同年に豪州で記録的な干ばつとなって価格が高騰した際、輸入量が激減したというような経緯がございます。SBSの方式の特徴は、今、申し上げたとおりの振れというものがどうしても生じてしまうので、それをいかに考えていくかということがやっぱり必要であり、また、国産麦とあわせた安定供給というものをどうように考えていくのかという配慮が必要だと考えております。

最後でございます。通しページの18ページ「麦の現状と課題に関する検討」ということでございます。

政府といたしましては、麦製品の安定供給、多様化する消費者ニーズへの対応、国産麦の需要拡大、こういうことの観点をそれぞれ踏まえまして、今後、取り組むべき課題、麦関連産業の将来ビジョンというようものを検討することとしております。今後しかるべき時期に、生産者団体、実需者団体、消費者団体、学識経験者の皆様から構成される、麦関連産業の在り方検討会を立ち上げたいと思っておりますが、現段階では、まだ課題の現状について、関係者と意見交換を実施しているところでございます。

SBS方式については、これまで述べてきたとおり、非常に機動性がある、メリットも当

然あるのですが、幾つか考慮すべき点がございまして、農林水産省としては、SBS方式は実需者・需要者が求める多様なニーズに対応できるほか、業界全体の健全な発展にも資する面があることは当然でございますので、この拡大については、将来ビジョンの検討の中で、平成25年上期に結論を得るべく検討をしていきたい所存でございます。

以上でございます。

○大上委員 御説明どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、柴田専門委員から10分程度で御説明をお願いいたします。

○柴田専門委員 御説明どうもありがとうございました。

多少重複するかとは思いますが、非常に重要な部分ですので、私の方から幾つか確認させていただきたいと思います。

初めにこれから国家貿易について議論しようとしているわけでありまして、国家貿易の2つの方式でございます。一般国家貿易とSBS方式の位置づけについて確認をさせていただきたいと思います。

提出いただいた資料の通し番号6ページの部分でありますけれども、ここの図の部分で、外国産麦の輸入については、ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて、カレント・アクセスの枠が設定されている。その数量は、この図によりますと、574万トンということになります。カレント・アクセス枠の内と外で、関税上どのような差があるかといえば、先ほど御説明いただきましたけれども、枠内の麦の輸入については無税で行う。枠外の麦については高額の関税がつけられているということです。

ただ、カレント・アクセス枠内の輸入については、関税は無税でありますけれども、マークアップというものが賦課されている格好になっています。ただマークアップは、枠外の輸入の関税と比べると、かなり低いということで、カレント・アクセスの枠内の輸入の方が、枠外に比べると非常に安価であるということです。ここまでがカレント・アクセスの枠内の輸入と、枠外の輸入との差異だと、先ほどの御説明で認識しております。

さて、国家貿易についてですけれども、国家貿易というのは、カレント・アクセスの枠内の麦の輸入方式のことではありますが、これについては、国が一元的に行っているということになります。すなわち国が一元的に外国産の麦を輸入して、これにマークアップを上乗せして、国内の製粉メーカー等に売り渡すというシステムであります。

一方で、ちょっとくどいようですが、カレント・アクセスの枠外の輸入については、国が関与することなく、高い関税を支払って、民間貿易が行われている、こういう理解でよろしいですね。

あと、先ほどの最後の方の残留農薬検査の見直しの部分でありますけれども、実際、説明された状況でいって、残留農薬検査の見直しというのは、国が国家貿易として行っている麦の輸入の残留農薬の検査を効率化していくということで、その結果、コストが下がり、国家貿易による輸入をよりしやすくするということだと思います。国家貿易を利用している企業の負担を軽くする取り組みであると理解しておりますけれども、そういう意味では、

この点は確認になりますけれども、民間貿易で麦を輸入している人たちに、国家貿易を利用しやすくして、カレント・アクセスの枠内に入ってもらおうという意図、狙いもあるのかなということで、その点から言えば、残留農薬検査の見直しというのは、国家貿易の利用の拡大への取組とも捉えられるわけですが、考え方はそういうことでもよろしいですか。

閣議決定の趣旨の確認であります。閣議決定で何を意図しているかという、閣議決定の言葉でありますけれども、SBS方式の導入の拡大ということをやっているわけです。先ほどの御説明のように、国家貿易の方式には2つある。一つが一般国家貿易、もう一つがSBS、すなわち売りと買いの同時契約方式であります。その中で、閣議決定では、SBS方式の導入拡大を意図しているという文言があります。すなわち国家貿易という枠内で、現在、一般貿易で行われているものについて、SBS方式による国家貿易が利用できるようにするというのが閣議決定の意図であるという、こういう理解でよろしいですね。

こういう観点から言えば、現在、農林水産省の実施している残留農薬検査の効率化という取り組み自体は、国家貿易の利用拡大という面で、それ自体は否定しないわけでありまして、閣議決定を実施したものではない。すなわちSBSの拡大につながるもの、導入とは別な話だと思います。

資料の10ページであります。食糧用小麦輸入量に占めるSBS方式輸入の占める割合と主要5銘柄の部分であります。資料の10ページによりますと、一番下に一般輸入方式、すなわち即時販売方式による麦の輸入の数量は521万トンとあります。SBS方式による輸入というのが、右側で220万トンとあります。すなわち合計すると、麦全体の輸入量というのは740万トンとあるわけですが、そのうち220万トンがSBS方式だということで、これ自体で見ると、かなりの量、すなわち全体の3分の1ぐらいがSBS方式によってなされているということを、この資料は示しているわけです。

ただ、220万トンのSBSの輸入方式のうちの大半は、上にもありますように、飼料用の小麦ということです。すなわち158万トンです。飼料用小麦の場合には、家畜の餌とするために、より安い飼料用の小麦の機動的な買い付けがニーズとしてあるわけですが、今、記載にあるとおり、飼料用小麦は全量がSBS方式になっているということですが、ここで改めて確認したいわけでありまして、食糧用の小麦の平成23年度の輸入量はどのぐらいでしょうか。食用の小麦の輸入量です。

○大上委員 農林水産省、お答え願えますか。

○農林水産省（岩濱課長） お答えさせていただきます。

通し番号の11ページを見ていただければと思いますが、会計年度で平成23年度の数字がございます。561万トンという数字が一番下に書いてございます。これが一般輸入とSBSの両方の方式で入ってきた数量でございます、これが食糧用の数量でございます。

もう一点コメントをさせていただきますと、通常年は大体500万トンぐらいの輸入が行われています。この年だけ560万トンぐらいになっておりますが、これは先ほど部長から御説明しましたように、若干、北米での輸入の遅れで、備蓄を1.2カ月ぐらい取り崩した関係で、

その部分を積み戻すために輸入された部分が含まれているため、若干増えております。

以上です。

○柴田専門委員 もう一点の確認は、560万トンのうち、SBSで輸入されている食用の部分がありますけれども、このページを見ますと、全体の40万トンぐらいということで、逆にいうと、かなり少ないという印象を受けます。

10ページのSBSの対象銘柄という箱の中の部分で、国が取り扱う主要銘柄は除いた数字であるがゆえに、少ない数量にとどまっていると思われる。

11ページの表で、銘柄ごとの輸入量が記載されておりますけれども、アメリカ産のウェスタン・ホワイト、ハード・レッド・ウィンター、（ダーク）ノーザン・スプリング、カナダ産のウェスタン・レッド・スプリング、豪州産のスタンダード・ホワイト、この5銘柄の取扱量が実際に多いわけであります。この5銘柄については、SBSの方式は導入されていないということでありますけれども、やはり輸入の拡大、SBSの導入の拡大といった場合には、当然、対象として、この5銘柄も視野に入ってくることになるかと思えます。

ここが非常に大きなポイントになってくるといことで、今日の議論は、ここの点について、方針等をお聞かせ願いたいということであります。

○農林水産省（今城部長） それでは、最後のお話から少しさせていただきますけれども、私ども、閣議決定のSBSの利用の拡大というのを踏まえて、SBSの良いところ、悪いところ、国民の食生活をいかに安定させるかという形での観点から、検討を行っている。検討を行っているというか、関係者と意見交換をしているところであります。

先ほど来説明の中でも申し上げましたけれども、主要5銘柄について、どういう方針をとるかということについて、正にSBSが高い価格のときにはどうしても抑制的になる、安い傾向のときには増えるというようなことがどうしても出てまいります。

そういうことを踏まえて、この5銘柄というのは、主にパン用とか、うどん用とか、お菓子用とか、そういうところに供給されている、非常に量の多いものでございますので、そこを一気にSBSにするということになってしまえば、今、現実に生じているSBSの振れと申しますか、そういうものに対して我々が有効に価格を安定して、国民の皆様急に値上げが生ずるとか、そういうことがないようにする手だてが、なかなかすぐには見つからないものでございますので、そこをいかに安定させながら、SBSの拡大方法を試行していくかということについては、正に実需者、それから輸入される方々も含めて、検討をしている、意見交換をしているということ、御理解いただければと思います。

それから、先ほど途中で残留農薬のお話がありましたけれども、そのところは枠外のところをSBSに引き込むということもあると思いますが、SBSの利用拡大そのものが、コンテナのところは経費が小ロットですので、残留農薬にとどまらず、経費がかかり気味になるところがございます。少しでも私どもができるところで、経費の削減につながれば、利用の拡大になると思いますので、そういう観点で行っているというふうに御理解いただければと思います。

○大上委員 柴田専門委員の御説明は、今のところでよろしいですか。実際、議論に中身が入っていますので、質疑に進みたいと思います。

その前に改めて論点を確認したいのですが、一般国家貿易とSBS方式ということですので、一般国家貿易は国が取りまとめて、国が輸入をして、ちゃんと収める。そういう意味で、国が明確に関与しています。一方、SBS、Simultaneous Buy and Sellというのは、基本的には民間で需要者が輸入業者と契約をするところまできて、一瞬、マークアップをとるために、国が同時に売り買いをする形で関与する。そういう意味で、制度的には全く違うものだということが一つ。

それから、閣議決定の内容ですが、通しページの3ページにあります、これは昨年7月にSBS方式の導入を拡大すると、それに対して実施時期は「速やかに検討」とあります。実施状況の御報告を平成24年10月1日に、つい先日いただいたときには、「平成24年度中を目途に結論を得る予定」であると報告をいただいておりますが、先ほどの御説明の中では、ここは議論が必要で、平成25年上期に結論を得る予定だということで、今回、実施の時期を事実上延ばすような回答をされた。

そういうような前提の中であって、我々としては、先ほど柴田専門委員もおっしゃっていたように、SBS方式の拡大を図るためには、食糧用の主要5銘柄ですね、ここに対して、いかにSBS方式を拡大していくかと、そういうような議論であるということで、まずはこの論点について議論を進めさせていただきたいと思います。

冒頭、市川委員から制度的な部分で質問があるということですので、まずは市川委員お願いします。

○市川委員 よろしくをお願いします。

制度に不案内な部分もありますので、少し基礎的なことをお伺いしたいのですが、まずマークアップについてです。マークアップの是非を問うということではなくて、そもそもマークアップの価格決定というのは、どういう算式もしくは方法によって決められているのかということをお教えいただけないでしょうか。

○農林水産省（岩濱課長） 今の現在のマークアップ水準というのは、これは入札の関係で正確にはお答えできないのですが、1トン当たり1万7,000円程度でマークアップをとらせていただいています。その部分については、平成19年の法改正の前にマークアップ水準があったものを、それを引き継いでいる状況になっていまして、明確に算定の方式というのはございません。

ただ、どういう形で決定しているかと申しますと、やはり、まず一つはマークアップというのは、国内産麦を有効に流通させるための、いわゆる国境措置の代わりという形になります。あとは、マークアップをとることによって、小麦粉により作っている、例えばパンなどの加工品を作るわけですが、それがたくさん輸入されてくれば、当然国内の需要が落ちる形になりますので、輸入してくる品目について動向を見ながら、例えば輸入が増えたらマークアップは下げなければいけないのです。

○市川委員 それは誰がどういう仕組みの中で、どなたが決めておられるのかということを知りたいのです。

○農林水産省（岩濱課長） それは、農林水産省が、毎年4月にマークアップ水準を、輸入動向などを見ながら、決定させていただいています。

○市川委員 農林水産省が決めているということによろしいわけですね。

○農林水産省（岩濱課長） そうということです。

○市川委員 マークアップのかんりの部分については、国内麦の振興費ということで使われていると思うのですが、もう一つ、重ねて御質問を申し上げますが、一般会計から国内麦の振興費については、年によっては黒になっていることもあります。年によっては相当な赤が出ていて、一般会計からお金を拠出していることがありますよね。

そうすると、例えば国内麦の振興費としてマークアップを確保されているということであるとすると、一般常識からすると、一般会計からのお金の出入りというのは、ほぼならせばゼロになるはず、年によって多少の変化はあってもなるはず。それが見ている限りにおいては、かなり一般会計の流出超になっているのですけれども、それはどうしてそういうことになるのでしょうか。

○農林水産省（今城部長） ざっくり数字で申し上げれば、今、おっしゃられたとおり、本来は国産麦の振興費として、現在、戸別所得補償という形で国産麦に対する助成金をお支払いしているのですけれども、それに見合う部分がマークアップで全部確保できればいいのですけれども、当初、見通していたいろいろな事柄で決めたときに比べて、国産麦の方に使わなければいけない資金需要が多いのが、残念ながら、常態化していて、ざっくり申し上げれば、マークアップで800億円ぐらいいただいているわけですが、それにだいたい400億円ぐらい足さないと、今の仕組みの国産麦の支援水準が保てないということになります。

マークアップを上げるべきではないかという御議論が当然あると思うのですが、残念ながら、今、申し上げましたとおり、あまりにもマークアップを上げ過ぎますと、もちろん国際約束上は、先ほど来申し上げております1キログラム当たり45.2円まで上げられるのですが、実際問題として、そこまで国産麦の必要な分だけ上げてしまえば、国内に流通する価格が上がるということになりますので、なかなか上げられないという状況でございます。したがって、それが常態化しているという状況でございます。

○市川委員 分かりました。ただ、それはですね、消費者負担を税に置きかえていて、非常に分かりにくい仕組みになってしまっているという理解をした上で、もう一つ伺いたいのなのですが、この資料をつけていただきましたのですが、農林水産省の方で、輸入小麦の政府買い付け価格と政府売り渡し価格の推移という非常に分かりやすいグラフを作っておられます。これを拝見していると、私もよく覚えていますが、2007年に、平成19年に世界的な穀物価格の上昇があって、このとき、平成19年4月の売り渡し価格が4万8,430円で決まりましたが、あるところから、その水準を大きく超えて価格が上昇したこと

が、国際的な価格が上昇したことがありました。このとき、上がっているときに、当初決めた売り渡し価格を市場価格が上回ってしまっているケースは、それは、どういう形で穴を埋める仕組みになっているのですか。

つまり市場価格の方が、政府の売り渡し価格よりも6カ月間据え置きになるわけですね。そうすると、それよりも市場価格の方が上がってしまっている場合というのは、購入価格と売り渡し価格との間に逆のギャップが生じるわけです。そのときのギャップというのは、どこの会計を使って、どうやって埋めておられるのですか。

○農林水産省（岩濱課長） 米とか麦を売買するための特別会計がございますけれども、特別会計の麦の勘定の中で、いわゆる買入れ費とかそういうものがございますので、売り渡し価格との差というのは、正に特別会計の中で吸収する形になっています。

○市川委員 特別会計で行っておられるということですね。

○農林水産省（岩濱課長） はい。

○市川委員 分かりました。

それで思ったのですけれども、先ほど御指摘になっておられましたように、多分このシステムだとすると、値段が上がっているときは一般国家貿易になって、値段が下がると特に大きなところになればなるほど、SBSに移行していく。これは当たり前のことだと思います。

ただ、そこで疑問に思ったのは、そうするとですね、仮に値段が上がり続ける状態が緩やかにしても続いた場合には、常に売り渡し価格に対して、市場価格の方が高い状態が続く可能性があるわけです。その場合というのは、今の仕組みを続けると、無限にあります。極端な話をすれば、国家の特会における財政を使って、価格を安定させると言っても、価格が上がっていくのですけれども、ある一定期間の調整に国家の特別会計の財政を使うという仕組みになっている。それはそれでよろしいのでしょうか。

○農林水産省（今城部長） 仮定の御質問なので、なかなかお答えにくいのですけれども、永遠に上がり続ければ、今のようなお話があるかもしれませんが、中長期的な今までの動きで申し上げますと、確かに上昇基調はございます。穀物の全体の価格水準が上昇基調ではありますけれども、年度ごとにはですね、どうしても農産物でございますので、不作が生じたり、豊作が生じたりということで、また北半球、南半球いろいろところで作られておりますので、価格水準自体は必ず一方向にずっとくるといことはなかなか想定しづらくて、トレンドとしては上がる方向があっても、必ず上がったり、下がったりしながら起きております。

したがって、ずっと未来永劫上がり続けるというモデルがもしあれば、おっしゃることは当てはまるかもしれませんが、今までのところは上昇基調ではあります、ずっと上がりっ放しということは、かなりの確率でほとんどないということではないかと思えます。

○市川委員 マーケットに対応されるという、政府の組織としては一番つらい仕事をやら

れているのだと思います。一番、本来、政府という組織になじまない、市場と対応してどうするかということをやられている御苦勞は非常によく分かるのですが、特会にせよ、一般会計にせよ、財政に対するリスクを軽減するためには、マークアップの部分はきちっと確保するとして、市場に連動した分を増やしていかないと、特に今のように中国における食生活の改善、新興国における食生活の改善が、世界的な穀物需要に大きな影響を与え、かつ天候不順が極めて恒常的に残念ながら起こるような状況を想定すると、これまでなかったからといって、これからも上がる傾向が続くことがないとは、言い切れなくなっている状況の中で、

国家財政に対するインパクトというものを考えれば、市場価格に連動する部分のウェイトを増やしていかないと、どんどん政府が取らなければならないリスクが高まっていき、かつそれでも売り渡し価格自体は上がっていくわけですから、消費者も多少のタイムラグはあっても、でも必ず価格上昇のところは受けなければいけないという、そういう状態が起り得ることになると思いますので、そこを考えれば、やはりSBSのウェイトを拡大していただくことを検討していただかなければならない時期にきたのではないかと、私は思います。

○農林水産省（今城部長） 私ども、今のSBSのウェイトを毛頭変えるつもりはないとか、そういうことを申し上げているわけではございません。そこは御理解いただきたいと思います。

ただ、先ほど来おっしゃっておられた、平成19年、平成20年の高騰に対しまして、今の算定方式というのは、ある程度、通常状態のときには、一般輸入の売り渡し価格は機械的に行っております。機械的というのは、御承知だと思いますけれども、直近の6カ月の輸入価格をそのまま基本的には反映させるということを行っておりますが、やはりそれでは急激に変動することが、おっしゃったとおり、平成19年、平成20年のときはございました。したがって、そのときには、正に国家財政を投じてということに表現上はなると思いますけれども、上げ価格を抑制したということです。

○市川委員 逆に言うと、例えば平成21年は相当価格が下がってしまっていて、それに対して、売り渡し価格は下がっていないので、下がり方が相当遅れています。逆に言うと、下がったところのメリットも、消費者の方は享受できていないのです。

何を言いたいかというと、相場を張るのは無理だし、難しいので、なるべく相場を張らないで、マークアップという仕組みを残しながら、相場を張らないで行うにはどうしたら良いかということを考えないといけなくなっているのではないのでしょうかという話です。

通常、我々の世界の常識で考えれば、本来はSBSを前提に、中小の業者の方などを守っていくためには、一般国家貿易自体を例外的な仕組みにしていくという方向性がないと、今、申し上げたような問題は解決していかないと思います。そう思われませんか。

○大上委員 マーケットに対応したところを上げていくべきではないかという論点だと思

いますが、それについては同意されますね。

○農林水産省（今城部長） 多分同じことを申し上げているのではないかという気がするのですけれども、おっしゃることが理解できないとか、間違っていると言うつもりは毛頭なくて、一般輸入とSBSの問題の兼ね合いに当然なるのだと思います。私どもが全知全能で相場に自信があるので、絶対にこれで良いと言うつもりもないし、そういうことを申し上げているのではなくて、仮にものすごい勢いで、今すぐに全部SBSにしたということになれば、先ほど来申し上げているとおり、外国の値上がりをそのまま丸ごと国民生活に賦課させてしまうことになるということは、御理解いただけますね。そこがあるので、急にそういうには舵を切れないということがありますので、その兼ね合いをどうつけていくのかという問題を私どもはよく検討させていただいているということで、御理解いただきたいのです。

○大上委員 舵を切らなければいけないことについては、認識はされているということですか。

○農林水産省（今城部長） 舵の切り方だと思います。

○大上委員 本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 SBSを導入した目的が必ずしも果たされていないというのが、私の感触なのです。なぜSBS方式を導入したかといいますと、良さは迅速性のことを強調されていたけれども、それ以上に内外価格差の適正な判断というのがあると思います。

通し番号10ページのSBS輸入方式を見てもらいたいのですが、政府は実質的に関与しないで、輸入業者と実需者で価格を設定し、この差額が実質的なマークアップになり、マークアップを市場で決めるのがSBS方式なわけです。ですから、本来的には、輸入業者はなるべく高く売りたいくて、実需者はなるべく安く買いたい。例えば入札が1社しかなかったら、この差額はゼロでもいいわけです。その場合には全く国際価格で入ってくる形になると思うのですが、そこは入札競争だから、なるべく差額つまりマークアップの高いところから落としていくわけです。そうすると、例えば実需者の方でいえば、本当は安く買いたいのだけれども、他に取られるから、なるべく国産で対応できるような価格まで高く設定する。つまりマークアップをなるべく大きく設けるけれども、そこは最大、実質的な内外価格差ですよね。

したがって、SBS方式の最大のメリットは、これまで国産の麦の評価は政策価格で決められていたものが、SBS方式によって、相当に内外価格差の実態を把握できるようになる。それは当然国際価格の変動に伴って変わります。だから、それがメリットの一つであって、必ずしも変わらないことが問題ではないと思います。ですから、そのメリットを活かすためには、もちろん国産麦と輸入麦の違いは分かっていますが、ただし、代替性がある。その代替性を勘案した上で、どの程度の内外価格差というものを想定したらいいかということを実需者が見る。そのための言わばマークアップの市場化なのです。市場価格として、国産麦と輸入麦の比較ができるというシステムがSBSです。そこが活かされていないという

ことはやはり問題です。

そこが必要なのは、正に主要 5 銘柄へのSBSの導入です。一番需要も多い、なおかつ国内で一番流通している麦こそが、市場化、内外価格差の評価が必要なのであって、いきなり全部ということは、多分国家貿易を行っている趣旨から反すると思いますので、そこまでは言いませんけれども、少なくとも国が扱う主要 5 銘柄は、区分 I 以上に必要だという気がします。代替性がない品種については、言わばそれなりの価格が決定していますから、むしろマークアップだけでもいいという部分がありますが、正に国内で多く流通する麦こそが適正な評価を受ける。そのためにSBS方式の対象にすべきだと思います。その辺りについて、御見解をお聞かせください。

○農林水産省（今城部長） 今、国産麦のお話が出たので、誤解があってははいけませんので、国産麦の今のシステムを御紹介させていただきます。現在、政府買い入れは一切行っておりません。民間流通をしております。民間流通のさせ方の際、国産麦の値決めにつきましては、要するに入札を行っておりまして、実需者なりと、生産者側に入札をかけております。したがって、国産麦の中でもかなり価格差がついておりまして、引きの強い国産麦と、そうではない麦とは価格差がついた中で、そういう意味での市場評価は国産麦のシステムの中で行われているということでございます。

一方で、輸入麦についても、当然実需者の市場評価というものがあるということはよく分かります。したがって、今、国産麦は、政府が差配、価格自体の水準を差配するのではなくて、価格自体は正に入札で、国産麦の人気なり、安定供給の度合い、実需者が買いやすいとか、そういう度合いで決められております。助成水準自体は政府が行っておりますけれども、国産麦の価格水準自体は、政府は、国産麦は基本的に関与していないというやり方で行っております。

○本間専門委員 ですから、その価格の水準というのは、マークアップに左右されているわけですね。そうでなかったら、マークアップは必要ないわけです。

○農林水産省（今城部長） そういう前提のもとでお話をさせていただきます。そういう前提のもとで、マークアップ競争というのもしっかりとそうかもしれませんが、現実問題として、今、一般輸入の方も実需者から希望を聴取して、それに応じた輸入をしているということでございます。もちろん実需者の御希望の価格の調整がいかに行われるかということでありまして、原則として、輸入麦は一般輸入について調達価格に基本的には連動させているという部分だと思います。

したがって、本間専門委員がおっしゃるとおり、そこがSBS方式であればマークアップの部分で調整されるということがありますが、ただ、残念ながら、マークアップの設定自体が、それだけで、今、決められていない。現実問題として、国産麦に対する生産振興額を満たせていないという状況とか、そういうこともあって、政府がマークアップを決めなければなりませんので、引きの強さと国産麦との関係だけでマークアップは決められていないという現状がありますので、そこはなかなか 1 対 1 の対応になっているとは言い難い状

況でございます。

○本間専門委員 それはSBSの当事者が考える話であります。つまりどういう入札、応札をするかということは、マーケットが決める話であって、そこがどういう要因で決まっているかということに関して、農林水産省から説明を受ける必要はないと思います。ですから、こういうシステムの中で、いかにマークアップが最大になっているか、入札で決まる部分がどう変化しているかということ进行分析するのが農林水産省の役目であって、そこが非常に硬直的だとか、その要因が必ずしも市場要因だけではないということは、入札する要因で考えれば良い話なので、そこは関与する必要はない。正にSBS方式の枠を拡大して、市場で決まるマークアップの要因分析というのが重要で、それに応じて、政策を立てていくのが筋なのではないでしょうか。

○農林水産省（今城部長） 本間専門委員がおっしゃっていることを、私どもは否定しているつもりはありません。そういう側面があるのは事実でございます。だから、先ほど来申し上げておりますのは、そういう、ある意味、市場で評価されることの良さとか、実需者にどういう評価を受けているかということの良さとか、そういうことがある一方で、いきなりその比重を高めていくとか、段階的に行うのかとか、いろんな考え方があると思うのです。それについて、私どもはどのような方法でやれば、うまく両方かみ合わせていけるのかということ、検討させていただいているという説明をさせていただいているつもりです。

○本間専門委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、一言だけ、主要5銘柄にこそSBSが必要なので、是非そこへの導入を検討していただきたいということを強くお願い申し上げます。

○大上委員 導入の拡大が決まっていることは、共通認識としてあるわけで、あとは拡大の手法について、いろいろ悩んでおられるという回答ばかりだと思うのですが、もう少し踏み込んで議論していただきたいと思います。

他の委員の方、いかがでしょうか。柴田専門委員、お願いします。

○柴田専門委員 SBS方式を拡大していく方向で理解しているのですが、その際、具体的にどのような拡大の方向があるのかということをお聞かせ願いたいです。検討中だとは思いますが、5銘柄を含めて全銘柄をSBS方式にしていくという方向と、5銘柄のうちから一部、何パーセントかをとりあえずSBS方式にしていくのか、5銘柄のうちどれかを絞っていくのか、あるいは今のコンテナの部分をもうちょっと拡大していくのか。いろいろ検討はされているかと思うのですが、その辺の方向性というか、具体的なお考えを聞かせていただければと思います。お願いします。

○農林水産省（今城部長） 今、柴田専門委員からかなり核心をつくお話がありました。そういういろいろなやり方があるとは思いますが、それぞれ一長一短がありまして、国民生活になるべく影響を与えない、または国産麦に非常に不測の影響を与えない範囲内で、どういう道がとれるのか、とれないのか。今、正に実際に携わっている方々と意見交

換をさせていただいている最中でございますので、どれかということは今、示して欲しいというのは、勘弁していただければと思います。そこは私ども、意見交換の中で進めていかなければいけないと思っております。

○柴田専門委員 今の点はありがとうございます。

細かな話ですけれども、資料の10ページです。区分Ⅰの船単位の区分と、区分Ⅱのコンテナ単位の輸入の2つの部分があるわけですが、それぞれ最低の輸入単位というか、こういうものは設定されているのでしょうか。

○農林水産省（岩濱課長） 区分Ⅰの船の単位では、約1,000トンという数字を置いております。共同で申し込む場合、ある程度の量がないとなかなか効率的に運べないということで、1,000トンぐらいの規模が必要だということです。

区分Ⅱについては、従来100トンという数字を置いておりましたが、平成21年7月から、麦を持ってくる場合に一番小さい単位が、20フィートの1コンテナで17トンぐらい入りますから、17トンぐらいまで落としています。いずれも共同購入が可能になっていますので、実際は1トンからでも輸入ができるような仕組みになっております。

○大上委員 市川委員、どうぞ。

○市川委員 今の御説明でよく分からなかったのは、共同購入等を考えると、例えば1,000トンという単位を決めます。その方が効率が良いから、悪いからという議論ですが、効率が良いか、悪いかを決めるのは、買う人であって、それを政府が効率が悪いのだから、何トンだと言う必要は全くないのではないですか。効率が悪いのだったら使わないで、ロットを大きくすればいいだけのことです。そこは自由化しても、買い手側の方がどう考えるかによって、どうするかであって、今、おっしゃったように、そこで効率が落ちますよ、あなたこれは使わない方が良いですと、政府が言うのはおせっかいな話ではないですか。

○農林水産省（岩濱課長） 今の1,000トンというのは、SBS方式を導入する際に実需者の方々といろいろお話をし、実需者の方で、多分アライアンスを組みながら船を回すときに、おおむねこれぐらいの共同で組むのがいいのではないかとということで、実需者の方と意見交換をしています。

○市川委員 そういう方がいるかどうか、私は直接聞いていないので分かりませんが、中には、そうではなくて、もっと小ロットでやりたいという方がいたときに、今のままではできないですね。それは、かつて決めたときに、確かにそういう議論があったのかもしれませんが、逆に言えば、それを外すことによって、一体どこに障害が発生するかということを教えていただきたいです。トン数規制、重量規制を外すことで、誰が迷惑をするのか、どこに問題が起こるのかを教えてください。

○大上委員 効率が悪いというのは、ある意味、政府の勝手に、実際に実需者にとって問題がなければ、それで良いのではないかと論点だと思います。

○農林水産省（岩濱課長） 小さい部分に関しては、コンテナ輸入という道を開けており

ますので、そこで例えば1トンからできるという状況で置いていましたので、そういう意味で、区分Ⅰ、区分Ⅱという形での輸入方式を設けました。

ただ、今、おっしゃっていることは、コンテナ輸入で行ってもらえる部分もあると思いますけれども、今後SBS方式の拡大の議論を実需者の方とやらせていただくときには、船ベースのところ、改めて1,000トンの規制が必要なのかどうかということについては、意見交換をさせていただきたいと思います。

○市川委員 質問に答えていただきたいのですけれども。外したと仮定してください。外したと仮定したときに、何か起こり得る大きな障害がありますか。これは申し上げるまでもないことですが、規制というのは、規制当局側にその規制が必要だという挙証責任があるわけです。そうすると、その規制が外れた結果として、何か生じ得る問題を挙証していただきたいというのが、私の質問です。

○大上委員 農林水産省、いかがですか。

○農林水産省（今城部長） それは先ほど来申し上げておりますとおり、規制かどうかということはありませんけれども、実需者の皆様とお話をしないと、私どもは何とも言えないということでございます。

○大上委員 岡委員長、お願いします。

○岡委員長 今日はありがとうございました。大変勉強になりました。

この会に臨む前には、制度発足当時の時代背景があったにせよ、今日的には国家貿易はやめてもいいのではないかと考えていたのですが、いろいろなところを押さえていかなければいけない、あるいはメリット・デメリットのバランスを見ていかなければいけない等々の説明をお聴きして、いきなり国家貿易を全部なくしてしまうというのは、若干暴論だと分かりました。ただ、長い目で見た方向性としては、そちらの方に徐々に近づいていくべきではないかと思います。これは麦に限ったことではなく、既に農林水産省の基本的な方針なり政策にも出ていますが、国内の農家をきちんと保護すると同時に競争力をつけていくという観点で考えていかなければならないと思います。既に、SBS方式を拡大するという方向性についてはもう議論がなされていて、あとはどういうスピードで、どういう範囲でやっていくのかについて、25年上期までに何らかの結論を出していただく方向で検討が進んでいるとのご説明でしたので宜しく願いいたします。今日、資料を拝見して、5つの銘柄がメジャーだということも改めて分かりました。その点も含め、SBS方式を拡大する方向で御検討いただけるのではないかと感想を申しあげておきます。

○大上委員 大室委員長代理、どうぞ。

○大室委員長代理 質問になるかもしれませんが、基本的に国家貿易、国が関与するという話になってくると、一番大きいのは相手国の状況だと思います。相手国も国家が関与してくるのであれば、当然もっとわが国も国家が関与する、国対国の関係があるだろうと思います。ただ、食糧について言うならば、マーケットがある程度世界的に動いているという状況つまり国の関与が小さくなっているとすれば、流れとしては、SBS方式と

いった方向を考えていくことが、今の時代背景に合うのではないかという感じがするのですが。

質問としては、相手国も国家貿易的な考え方を持って臨んでいるのか、あるいは単純な民間の生産者の輸出という形で出ているのか、その辺を詳しく教えてもらえますか。

○農林水産省（今城部長） 輸出国側がどういう動きになっているかということをまず御説明いたしますと、豪州、カナダは、実は輸出国家貿易をしていたという過去形になります。両方とも最近、それをやめるといふ、新たな形にしておるのは事実です。アメリカは、当初から、アメリカ小麦連合という民間の形で取りまとめられていると承知しております。

その中で、我々は国家貿易を続けることについての位置づけというか、考え方だと思いますが、おっしゃるとおり、先方に相対峙するという観点で、国で全部を仕切らなければいけないのかどうか。そこはいろいろな議論があると思います。商社の皆様には頑張って行っていただいていますので、そういうところはあると思いますが、最後に国が控えているという安心感というか、そこは一つあると思います。

それよりもという言い方をすると、ちょっと語弊があるかもしれませんが、大切なのは、先ほど来申し上げておりますが、米に続く、ある意味主食の位置づけである麦の価格について、単なる天候不順というだけではなくて、最近、投機資金の流入とか、そういうことでマーケット価格が上下するということが、どうしてもございますので、それを国民にきちんと安定的に供給する際に、最終的に、売渡価格をどういうふうにして制御と申しますか、国民の生活に安定的に供給するための価格設定をどうしていくかとか、その点、果たして麦を全て政府がノータッチという形になったときにはどうかと思います。

○大上委員 いや、全てノータッチというのではなくて。御説明されていることは、さんざん話されている話です。

もう一つ、今、輸出国の国家管理貿易の件についてはお答えがありましたが、日本のような先進国、輸入国で、このような国家管理貿易制度が、今どのような状況になっているかということを教えていただけますか。

○農林水産省（今城部長） すみません。にわかには手元にありませんけれども、いずれにしても、価格設定をどうするか。平成19年、平成20年にときに、放っておけば、2割、3割上がったわけです。そこを総理以下の強い御指示のもと、これは安定させるべきだという措置をとっておるような実績もございますので、そのところをどう考えるかということではないかと思います。

○大上委員 輸入国で、このような国家管理貿易制度をとられているところは、どこかございますか。

○農林水産省（岩濱課長） 明確には調べなければ分からない部分があるのですが、例えば先進国云々ということではなくて、最近では穀物の輸入がタイトになってきていますので、例えばサウジアラビアみたいな国も、国が出ていって、オーストラリアとの輸出契約みたいなものを行うとか、台湾などは米においての国家貿易みたいなことをやってい

と思います。同じように、韓国も国家貿易みたいな形で、米を輸入していると思います。

○大上委員 まだ時間がございますので、他にございますか。本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 国家貿易の是非について議論する気はないのですけれども、安定化ということであれば、様々な方式があると思います。国家貿易というのは、あくまでもそのうちの一つの方策であって、備蓄しかり、あるいはどこから輸入するかということの多元化だとか、様々な情報の活用だとかがあると思います。その意味で、国家貿易、我々も今の段階で国家貿易の廃止ということをうたっているわけでは決してありません。むしろ国家貿易を維持している中で、どれだけマーケット情報を活用して、それを消費者に還元していくのかということだと思います。

高騰の話ばかりされていましたが、下落したときは、硬直的であれば、高い価格のまま買わされるという話になってきますので、高騰していくとき、下落していくとき、双方を考えなければいけないわけです。また、高騰のときの話ではなくて、むしろ供給の安定化、特に小麦などの場合には、これだけ大量に輸入していますので、輸入の安定的供給ということを考えることが非常に重要だと思います。そこは単に国家の関与だけではなくて、様々な方策があると思います。余談ですけれども、私どももそういう研究をしています。輸入食糧の安定的供給ということで取り組んでいます。したがって、国家貿易と合せて様々な方策を取り入れながら、麦だけではなくて、全体で言えば6割を超える部分が海外から入ってきているわけで、そこは国内対策だけではなくて、輸入の安定的供給をいかに確保するかという観点で、国家貿易の見直しといいますか、在り方等々を検討していただければと思っております。

○大上委員 今のところはよろしいですか。

他に委員から何かございますか。

本日は活発な議論をどうもありがとうございました。

方向性のところについて、特に強い異論を言われたわけではないと思うのですが、実施に当たっての色々難しいところ、今の制度から変えていくところ、変革の部分をいかにスムーズに行うかということで、今、いろいろ議論されている。そういう中での考え方の交換が行われたと思います。

改めて今日の議論で、主要5銘柄、食糧として人間が食べる麦に関するSBS方式の導入の拡大で考えれば、SBS方式を拡大する部分というのは、主要5銘柄しか、今、事実上、残っていない状況だと思います。そういう意味で、岡委員長が言われた1銘柄、2銘柄、そういった段階的な考え方もあり得るかと思うのですが、そういった導入も含めて、平成25年の上期に向けて検討していただける。そのように私どもとしては理解したのですが、よろしいですか。

○農林水産省（今城部長） 閣議決定はいただいております、私どもとしては、重く受け止めておりますので、それにいかに対応するかということ、検討させていただいているということでございます。

○大上委員 主要5銘柄への導入も含めてですか。

○農林水産省（今城部長） 主要5銘柄の導入も含めてということについて、どういうことを言えと言われているのか、何と云えばいいかわからないのですけれども、少なくとも、私どもは、今、実需者の皆様がほとんど反対されている中でしておりますので、具体的に中身をどういう方向で保障しろということだけは、御勘弁いただきたいです。

○大上委員 方向を保障しろという前段で、方向を含めて検討していただけるのかという確認です。

もう一つ、お答えの中で、最低輸入数量の議論に関しても、実需者の方々と議論を重ねていく中で、検討していきたいと、そのようなお答えをいただいたかと思います。そういう意味で、SBS方式の最低輸入数量の撤廃についても、平成25年上期へ向けての検討の中で、検討いただけると理解したのですが、よろしいでしょうか。

○農林水産省（今城部長） 何度も申し上げますが、最低輸入数量の話は、実需者もありますが、当然輸入業者の方々もおられます。そういう意味では、関係者の皆様に聞かないと、私どもの一存ではできないということを申し上げましたが、そういう中で、ともかく閣議決定を受け止めて、対応していきたいということでございます。

○大上委員 関係者の皆様に聞いていただける、議論していただけるということですね。

○農林水産省（今城部長） はい。

○大上委員 分かりました。

それから、市川委員から冒頭に御指摘がありました、マークアップの決め方、最低輸入数量という規制設定の根拠、そういった部分につきましては、この場で十分な議論をする時間ありませんでしたし、まだ明らかになったとは言えない部分があるかと思っております。これは規制・制度改革委員会でも継続的に議論をしていきたいテーマだと考えております。是非農林水産省から資料、情報の提供、あるいは議論への参加をお願いしたいと思っております。

○農林水産省（今城部長） 1点だけ、マークアップの決め方というのは、政府が決めることの是非も含めてということですか。

○大上委員 どういったメカニズム、どういう考え方で、実際にお決めになっているのかという部分についてです。これは我々として、もう少し知って議論したいということでございます。それは是非御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議論はここで終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。